

山梨県公報

第千五百五十四号

平成十七年

三月十四日

月 曜 日

目次

告示	道路の区域変更(二件).....	一三三
	道路の供用開始.....	一三三
公告	特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件).....	一三四
	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	一三四
	知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	一三五
	児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	一三五
	指定身体障害者更生施設等の指定	一三五
	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止	一三五
	知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止	一三六
	児童福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止	一三六
	争議行為予告通知の受理	一三六
	公安委員会	一三七
	信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	一三七

告示

山梨県告示第百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中下条甲府線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
甲斐市大字長塚字村上二三番の四地先から 甲斐市大字長塚字村上二三番の六地先まで	一〇・〇	一〇・〇	一〇・二	一一三・〇
	一〇・〇	一〇・〇	一七・〇	一一三・〇

山梨県告示第百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市之蔵山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
山梨市大字小原東字柳原(一級河川笛吹川左岸堤防敷)地先から 山梨市大字北字東上町(一級河川笛吹川右岸堤防敷)地先まで	九・〇	九・〇	四九・五	一九七・〇
	一一・六	一一・六	四九・五	一九七・〇

山梨県告示第百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	日向宿線	南巨摩郡南部町大字万沢字日向 一二七五九番の一地先から 南巨摩郡南部町大字万沢字上ノ	二六一・八	平成十七年 三月十五日

嶋二二八九二番の一地先まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十七年二月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 虹の谷
 - 2 代表者の氏名 早川利喜
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市上今井町二百六十番地六 五幸ビル四F
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、障害児者とその家族に対して、障害児者が豊かで充実した生き方ができるように支援する事業を行い、一人一人の個性が尊重され、いきいきと暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年二月十七日から同年四月十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十七年二月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 みんなのぬくもり・たまご
 - 2 代表者の氏名 溝呂木百合

- 3 主たる事務所の所在地 上野原市上野原千三百七十二番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々に対して、子供を育てている時も、年をとっても障害や病気になっても、安心して心豊かに自分らしく暮らしていける地域社会をつくるための事業等を行い、住みなれた地域、住みなれた家で住み続けられる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成十七年二月十日から同年四月九日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十七年二月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 フォルトゥナスポルトクラブ
 - 2 代表者の氏名 皆川新一
 - 3 主たる事務所の所在地 甲斐市竜王新町九百九十九番地十一
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県民に対して、スポーツ振興と子どもの健全育成に関する事業を行い、地域の健康増進と教育力向上を促進することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年二月十七日から同年四月十六日まで

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十七年三月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	甲府市池田一丁目二番三三号	身体障害者居宅介護

社会福祉法人上野原市社会福祉協議会	上野原市上野原三一九四番地二	上野原市上野原三一九四番地二	身体障害者居宅介護
田一〇三号	大月市大月二丁目八番三六号	大月市大月二丁目八番三六号	身体障害者居宅介護

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。
 平成十七年三月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	甲府市池田一丁目二番三三三号 メゾン池田一〇三三	サービスの種類 知的障害者居宅介護
社会福祉法人上野原市社会福祉協議会	上野原市上野原三一九四番地二	上野原市上野原三一九四番地二	知的障害者居宅介護
株式会社やさしい手甲府	甲府市丸の内一丁目二番七号 武藤ビル六階	韮崎市藤井町南下条六四九番地一	知的障害者居宅介護
有限会社かえでケアサービス	大月市大月二丁目八番三六号	大月市大月二丁目八番三六号	知的障害者居宅介護

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。
 平成十七年三月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	甲府市池田一丁目二番三三三号 メゾン池田一〇三三	児童居宅介護
社会福祉法人上野原市社会福祉協議会	上野原市上野原三一九四番地二	上野原市上野原三一九四番地二	児童居宅介護
株式会社やさしい手甲府	甲府市丸の内一丁目二番七号 武藤ビル六階	韮崎市藤井町南下条六四九番地一	児童居宅介護
有限会社かえでケアサービス	大月市大月二丁目八番三六号	大月市大月二丁目八番三六号	児童居宅介護
社会福祉法人さかき会	南アルプス市上宮地一四三番地	南アルプス市上宮地四七八番地	児童デイサービス

● 指定身体障害者更生施設等の指定
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により、次の施設を指定身体障害者更生施設等として指定した。
 平成十七年三月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	サービスの種類
ぎんが工房	甲斐市天狗沢三〇六番地	身体障害者療護施設通所 B型
ワークハウスみどりの家	南アルプス市寺部一九九番地	身体障害者療護施設通所 B型

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。
 平成十七年三月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人上野原町社会福祉協議会	北都留郡上野原町上野原三一九四番地二	北都留郡上野原町上野原三一九四番地二	身体障害者居宅介護
有限会社ピエロフ・ドサービス	大月市富浜町鳥沢二八〇番地内一	大月市御太刀一丁目一番二二号	身体障害者居宅介護

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。
平成十七年三月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人上野原町社会福祉協議会	北都留郡上野原町上野原三一九四番地二	北都留郡上野原町上野原三一九四番地二	知的障害者居宅介護
有限会社ピエロフ・ドサービス	大月市富浜町鳥沢二八〇番地内一	大月市御太刀一丁目一番二二号	知的障害者居宅介護

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。
平成十七年三月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人上野原町社会福祉協議会	北都留郡上野原町上野原三一九四番地二	北都留郡上野原町上野原三一九四番地二	児童居宅介護

有限会社ピエロフ・ドサービス	大月市富浜町鳥沢二八〇番地内一	大月市御太刀一丁目一番二二号	児童居宅介護
----------------	-----------------	----------------	--------

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成十七年二月二十八日付で通知があった。
平成十七年三月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 事件

次の要求事項解決のため

- 賃金引上げ・改善の早期確定。査定減額反対。企業内最賃の引き上げと協定締結
- 労働法違反一掃、不払い時間外労働賃金改善。職場要求にもとづく大幅増員の実現
- 病棟ごとの必要人員を明記した「三人以上・月六日以内」夜勤協定締結
- 増員・時短・連休を原則とする完全週休二日制の即時実施。母性保護諸権利の拡充
- 人減らし「合理化」業務委託反対、医療業務の直営原則厳守

二 日時

平成十七年三月十七日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

- 甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
- 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
- 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院
- 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院
- 南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所
- 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所
- 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所
- 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所
- 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所
- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター
- 甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所
- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 甲府駅前共立診療所
- 南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 ますほ共立診療所
- 甲府市宝二丁目八番十一号 甲府共立在宅介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 訪問看護ステーションあらぐさ
 甲府市宝二丁目八番十一号 訪問看護ステーションすずかけ
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地の二十四 東八訪問看護ステーションほほえみ
 甲斐市富竹新田二百三番地の一 メゾン・ド・ヒロセ一〇三号 訪問看護ステーションやすらぎ
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂・八代訪問看護ステーションたんぼ
 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション
 甲府市若松町六丁目三十五番地 共立介護福祉センターわかまつ
 南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 訪問看護ステーションふじかわ
 以上の病院、診療所等をとりにく地域と病院、診療所等の構内及び全職場、または一部職場。

四 概要
 三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十七年三月十四日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第十七中

三	国道	甲府市中央一丁目一〇番二四号	四九、三〇	車両	終日	甲府市石和町下	平六・二一 告七 示四号
		先（甲府警察署前交差点）から東山梨郡三富村広					

三	国道一四〇号	甲府市中央一丁目一〇番二四号先（甲府警察署前交差点）から東山梨郡三富村広	〇二七、七〇	車両	終日	甲府市石和町下	平成一七年三月一日 告四日 示七号
---	--------	--------------------------------------	--------	----	----	---------	-------------------------

九	県道甲府昇仙峡線	甲府市千塚四丁目三番三六号先（千塚交差点）から甲府市平瀬町三〇九番（JA甲府北千代田支所北東交差点）までの両側	八、九〇〇	車両	終日	甲府	平一〇・三・五 告一三 示号
---	----------	---	-------	----	----	----	----------------------

九	県道甲府昇仙峡線	甲府市千塚四丁目三番三六号先（千塚交差点）から甲府市山宮町四六八番地先（金子橋東詰）までの両側	二、四〇〇	車両	終日	甲府	平成一七年三月一日 告四日 示七号
---	----------	---	-------	----	----	----	-------------------------

三	県道甲府神平線	甲府市朝日五丁目一八号先（朝日五丁目交差点）から甲府市平瀬町三〇九番地先（JA甲府北千代田支所北東交差点）まで	六、六〇〇	車両	終日	甲府	平一〇・三・五 告一三 示号
---	---------	---	-------	----	----	----	----------------------

二二三三	二〇九	二〇九	二〇九
身門市県 延下川 線部大道	線坂県 高道 根長	削除	淵長県 沢沢 線小道
の(瀬代孝番常西 両妙九郡方地葉八 側園二下)先(八代 寺番部か)神八下 (地町ら)西宮七部 まで先之八寺一町	点先八市差興六坂北 (一三高一)根)作番製上杜 ま(五番町)か所先二長 で(田地五)ら西(有)六町 の交の町北側(有)三 側差三田杜交和		側差八五沢ら北地東北 (点先三町北側先(出巨摩郡)上八上)番摩交(出)二都 ま(上)番地二)尾郡点)羽六 での尾七、二、小茂方番 の交七、二、小茂方番
一、二〇〇	三、七〇〇		九、五〇〇
くをも輪(車 除のの二両	車両	車両	車両
ま二二か七 で時十ら時	終日	終日	終日
市川	長坂	長坂	長坂
一・四九・四 六号一	七号 告示第一	七号 告示第一	第一二平 〇号一五・

二五八	二五八	二三九	二三九	二三三三
山県敷力県 勝道線小道 沼塩屋万	号一国 線四 〇道	削除	り文町 京 通道	削除
屋(山四塩 敷)市〇山 一、民番市 六塩文地上 四山化先後 七市会(二 小館塩	地敷(山四山 ま先)ら小梨 の(一六五山)市 側交五市四原 側差〇市四番 点差〇市四番 番屋)角)先		の前(一)代薬番門西 両交(西、郡)局地町八 側差八八市)先(三二都 (点)郡一大)川(三二都)農番門西光八川 で協地町八堂八大	
三、三〇〇	七、七〇〇		二〇〇	
車両	車両		車両	
終日	終日		終日	
塩山	塩部日 山下	市川	市川	市川
七号 告示第一	一・五二・三 一五号	七号 告示第一	二一六三 二八号一〇一	七号 告示第一

二七九	削除				塩山	平成一七年三月一 四日 告示第一 七号
二八四	高煙道 村煙車 場線停 高尾線 通里町	都留市中央一丁目 目六番一五号先 支店から都留 市上谷四丁目 市上谷先(国道 一番九号線との 交差点)までの 両側	一、三〇〇	車両	都留	平成一七年三月一 四日 告示第一 七号
二八四	高煙道 村煙車 場線停 高尾線	都留市中央一丁目 目六番一五号先 支店から都留 市上谷四丁目 市上谷先(城南 番地先(城南公 園前交差点)ま での両側	七〇〇	車両	都留	平成一七年三月一 四日 告示第一 七号
二八七	高煙道 村煙車 場線停 都留道	都留市下谷地内 院辺橋東詰から 都留市都留一丁 目一六番二八号 先まで	五、五〇〇	車両	都留	平成一七年三月一 四日 告示第一 七号
二八六	高煙道 村煙車 場線停	都留市上谷三丁目 目三番二〇号(伊 勢屋)から都 留市鍛冶屋坂の 側道西口までの 両側	四〇〇	車両 (除く)	都留	平成一七年三月一 四日 告示第一 七号

二八六	高煙道 村煙車 場線停	都留市下谷地内 (院辺橋東詰) から都留市つる 八丁(一六番二 八号先)までの 両側	五五〇	車両	都留	平成一七年三月一 四日 告示第一 七号
二八七	削除				都留	平成一七年三月一 四日 告示第一 七号
三二七	市昭和 線通	富士市上吉 田一、一〇番 地先(新屋交 点)から富士 市下吉田五、 三三番地先 (国道一三九 号との交差点) までの両側	三、二〇〇	車両	富士 吉田	平成一七年三月一 四日 告示第一 七号
三二七	市昭和 線通	富士市上吉 田三、七二番 地の先(お茶 屋交差点)から 富士市上吉 田三、六三番 地先(元光陽 密交差点)ま での両側	一、二〇〇	車両	富士 吉田	平成一七年三月一 四日 告示第一 七号
三三二	市道	大月市大月一 丁目(中山商 店)から大月 市大月四丁目 一丁目(伊藤 ラ店)までの 両側	三〇	車両 (除く)	大月	平成一七年三月一 四日 告示第一 七号

三四三	削除	三四三	町道	三四三	北都留郡上野原町四上野原	三四三	一三〇	車輪の二	七時	原上野	平成十七年三月十四日
三三八	削除	三三八	吉野原線	三三八	北都留郡上野原町三上野原	三三八	一、四〇〇	車輪の二	終日	原上野	平成十七年三月十四日
三三二	削除	三三二	吉野原線	三三二	北都留郡上野原町一上野原	三三二	一三〇	車輪の二	終日	大月	平成十七年三月十四日

三五七	市道	三五七	市道	三五七	山梨市上野原	三五七	四三〇	車輪の二	終日	市道	平成十七年三月十四日
三四七	市道	三四七	市道	三四七	山梨市上野原	三四七	一三〇	車輪の二	終日	市道	平成十七年三月十四日
三四七	市道	三四七	市道	三四七	山梨市上野原	三四七	一三〇	車輪の二	終日	市道	平成十七年三月十四日

四四三	削除	四四三 線玉町一 号道	北巨摩郡高根町 村山北割一、五 道三番地長坂線 との交差点か ら北巨摩郡高根 町東井出郡高根 番地先出郡高根 沢小淵沢線との 交差点までの 両側	二、 八〇〇	車両	終日	長坂	五・一・九 三・二・七
四三五		り文町京通 (道)	西八代郡市川八 門地先二、八 番地(七、六、五、 薬局)から西八 代郡市川八代 一、七、六、五、 先(七、六、五、 郡)農協前の 差(郡)農協前の 側	二 〇〇	車両	六時 から 二時 まで	市川	平成一七 年三月一 四日 告示第一 七号
		四三五 り文町京通 道	西八代郡市川八 門地先二、八 番地(七、六、五、 薬局)から西八 代郡市川八代 一、七、六、五、 先(七、六、五、 郡)農協前の 差(郡)農協前の 側	二 〇〇	車両	終日	市川	一・五 一・三 一・三
			(先)から塩山市上 まで(下)西六番地 の(両)側			で時 ま		告示第一 七号

四四四	削除	四五四 通明市 り見 線東道	富士市上吉 三、一、〇番 地(先)富土 園(市)から 地(市)中明 店(市)まで の(両)側	四、 〇〇〇	車両	終日	吉富 田土	平成一七 年三月一 四日 告示第一 七号
四五〇	削除	四五〇 線停山県 車梨 場市道	山梨市上内川 七、一、番地 水屋(市)神 五、〇番地 の(清)水書 店(市)の で(両)側	一 〇〇	車両	終日	部日 下	平成一七 年三月一 四日 告示第一 七号
		四五〇 線停山県 車梨 場市道	山梨市上内川 七、一、番地 水屋(市)神 五、〇番地 の(清)水書 店(市)の で(両)側	一 〇〇	車両	終日	部日 下	三・五 一・七 一・七
			に改める。					告示第一 七号

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番